

桐蔭横浜大学生涯学習講座 紹介者割引について：

桐蔭横浜大学生涯学習講座（以下、「本学講座」という。）に新規受講者（募集年度よりさかのぼり3年以内に本学講座を受講していない者）を紹介し、紹介された者（以下、「被紹介者」という。）が本学講座を受講する場合、紹介した者（以下、「紹介者」という。）と被紹介者のそれぞれに、本学講座の受講料合計額より割引するものとする。その他については、以下の通り定める。

1. 割引の適用範囲について

- 1) 紹介者又は被紹介者が受講する本学講座の受講料合計額を超える割引は行なわない。
- 2) 紹介者は被紹介者一人につき500円の割引を受ける。
- 3) 被紹介者への割引適用は一回限りとし、複数の講座を受講する場合でも、割引額の総額は500円とする。
- 4) 割引適用は、紹介を受けた年度内のみとする。
- 5) 紹介者割引は、前期開講講座のみで実施する。

2. 申込講座が不開講となった場合について

- 1) 紹介者または被紹介者の申し込み講座が不可講となった場合、事務局より、年度内有効の割引クーポンを付与する。付与する割引クーポンは、紹介者には割引相当額にあたる割引総額のクーポンを、被紹介者には500円の割引クーポンを付与するものとする。
- 2) 割引クーポンは、生涯学習講座に限らず、桐蔭学園トランジションセンターが主催する「桐蔭オンライン講座」、「資格講座」、「アカデミウム公演」にも利用可能とする。

3. 紹介者割引適用後にキャンセルされた場合、割引額の返金を求める場合がある。その他の条件については、受講規約の第3条（受講キャンセル）の通りとする。

4. 紹介者割引は、他の割引と併用することができるものとする。他の割引については、受講規約の第9条（受講料の割引）の通りとする。

5. 紹介者割引の詳細は予告なく変更される場合がある。

以上